

— 静かな夜と空を返せ —

発行日：2015年6月16日
発行者：大沢豊／福本道夫

No.19

横田・基地被害をなくす会 NEWS

原告団 NEWS No.10

合同 発行

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 留守 TEL&FAX：042-542-5625

E-mail：なくす会⇒ yokota_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒ yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：横田・基地被害をなくす会，第9次横田基地公害訴訟原告団

※ NEWS は「横田・基地被害をなくす会」と「第9次横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

NEWS内容 (CONTENTS)

6月25日第11回弁論参加要請	1
5/31 定期総会報告	2
CV-22の横田基地配備に反対する	3・4
6/3 政府 [外務省・防衛省・環境省] 交渉報告 ～全国公害被害者総行動に参加して～	4・5・6

第四次厚木爆音訴訟控訴審・異例の速さで判決へ	6
岩国爆音訴訟の署名・ご協力お願い	7
経過報告と今後の予定	7
住所変更の際はご連絡ください	8
2015年版・横田基地パンフ完成～販売開始	8
天覧	8

6月25日第11回弁論に参加を 10時15分高松駅西側公園に集合

立川地裁 4階 405 法廷で午前 11 時開始

来る6月25日(木)の法廷では、弁護団が公共性論(国側が「横田基地は公共性が高いので、基地周辺に住む原告たちは被害を我慢しなければならない限度も高くなる」と主張していること)について反論する予定です。その内容は…

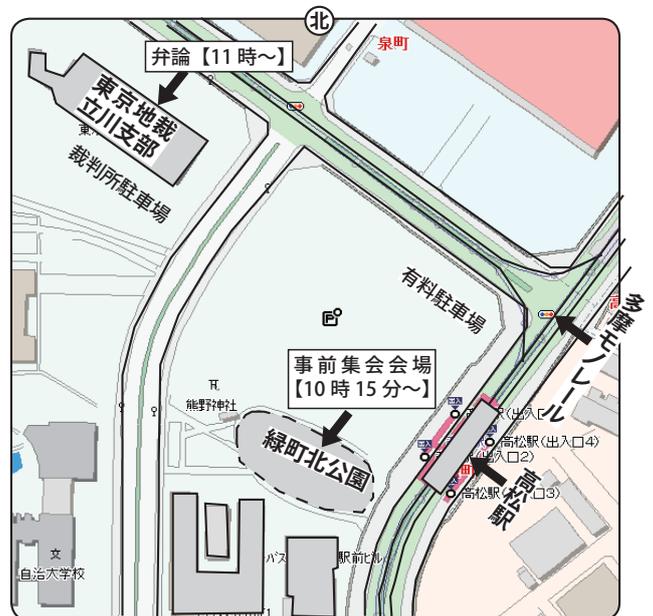
一つは、国がこの間主張してきた論理に反論します。また、在日米軍が決して公共性が高い存在ではないこと、さらに、新たな脅威としてCV-22 オスプレイの配備についても触れていきます。

弁護団を応援する意味でも、被告国に横暴な主張をさせない意味でも、傍聴をお願いします。

裁判所に行くのが身体的にきつい方は、車での送迎も検討しますので、下記電話にお申し出ください。

事前集会は10時15分～緑町北公園です。

◇連絡先電話：090-4951-0800(福本携帯)



2015年度 総会が開催される

戦争法案審議やオスプレイの配備発表を受けて、私たちの裁判と運動に対する期待と注目が高まりつつある！

昭島市昭和会館にて、原告団第4回総会と横田・基地被害をなくす会第6回総会が5月31日に開かれた。総会準備段階で、CV-22オスプレイ10機の横田基地配備が唐突に発表されたこともあり、原告団員と会員の積極的な出席が目立つ総会となった（出席32名内訳は別記）。

開会に先立ち、金子豊貴男さん（来賓・厚木原告団副団長）から「CV-22の危険性」と題した特別報告をして頂いた。自ら製作された同模型を手にされ、構造上の欠陥などを分かりやすく説明された。

議長に石井さん（昭島在住原告）を選出して始まった総会では、活動報告、決算と監査報告、及び、活動方針案、予算案が数件の質疑を経て、提案通り採択された。

今総会の特徴として、第一に、基地周辺の地方議会議員6名（昭島・立川・瑞穂・日野・八王子）が参加されたこと。今後の自治体の基地担当部署との交渉や議会請願などで連携を強化することが期待される。

第二に、緊迫した国会や基地に関する情勢を改めて確認したこと。特に、「敵地への高速低空滑入、急襲・暗殺、救援」等を任務とする「特殊作戦部隊」の輸送を担う空軍用CV-22の横田基地配備問題に注目が集まった。配備発表のわずか5日後にハワイにて墜落死亡事故が起きる（MV-22）という事故多発機の問題だけではなく、横田基地を拠点とする「低空飛行訓練や夜間飛行訓練」実施も日米両政府が予告しており、自治体を巻き込んだ早期の組織化が問われていること（近日中に解説リーフと署名用紙を皆さんにお渡しする予定です）。

第三に、全国的な基地裁判の交流と情報交換、中央官庁交渉などを進める体制が進んできていること。特に、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議（計7原告団）の事務局長に、本原告団団長の福本道夫さんが昨年就任し、事あるごとに全国会議が開催されるなど、全国の原告団の協力関係がより進んでいることを報告しておきたい。

欠席された団員会員の方には、総会文書一式を郵送等で配布します。

◇出席の内訳（昭島12 立川7 八王子4 福生・日野・あきる野・瑞穂各2 入間・川崎各1）

来賓 小島啓達弁護士（西東京共同LO） 若林克俊さん（三多摩平和運動センター） 金子豊貴男さん（第四次厚木原告爆音訴訟団） 大森さん（米軍基地に反対する実行委員会）

◇メッセージをお寄せ頂いた首長・団体

昭島市長：北川穰一氏、福生市長：加藤育男氏、瑞穂町長：石塚幸右衛門氏、昭島市議会みらいネットワーク、厚木爆音防止期成同盟、第四次厚木爆音訴訟原告団、嘉手納爆音差止訴訟原告団、小松基地爆音訴訟連絡会、普天間基地から爆音をなくす訴訟団、岩国爆音訴訟の会、昭島市職員労働組合、国労八王子地区本部

（事務局）



CV-22 オスプレイの 横田基地配備に反対する

第9次横田基地公害訴訟原告団 団長 福本 道夫

2015年5月9日（土）朝日新聞朝刊で「米空軍が横田基地に新型輸送機オスプレイを配備する方針を固めたことがわかった」との報道がなされると、マスコミ各社がその内容を追いかけて、様々な確信的な情報が流れた。一方、中谷防衛大臣は、5月9日夕方の記者会見で、今まで同様「知らない」の発言を繰り返した。

ところが、週が明けた5月12日（火）、外務省の参事官と防衛省北関東防衛局長が横田基地に土地を持つ5市1町（瑞穂町、武蔵村山市、羽村市、福生市、立川市、昭島市）を回り、CV-22 オスプレイの横田基地配備（2017年後半に3機、2021年までに計10機）について、「5月11日に米政府からCV-22の横田基地配備について、接受国通報があった」との簡単な説明を行い、配備への理解を求めた。更に、5月15日、外務・防衛2省の担当者は「CV-22 オスプレイについて」という小冊子を持参して、CV-22の安全性、配備に伴う施設整備、騒音及び訓練・運用等に関する追加説明を行った。

前述5市1町の基地対策連絡会は、「十分な説明がなされたものとは考えておらず、今後、更なる具体的な説明を求める。周辺住民の安全・安心、良好な生活環境の確保を最優先に考え対応する」とのコメントを発表した。

こうした中で5月18日（日本時間。現地では5月17日）に、ハワイ・ペローズ空軍基地でMV-22の着陸失敗事故（2名死亡20名負傷）が発生し、それを踏まえて、5市1町の基地対策連絡会は、5月28日に「突然の計画発表について誠に遺憾、ハワイでの事故報道もあり周辺住民の安全性への懸念は大きい。周辺住民の生活に支障をきたすことがないように、徹底した安全対策と環境への配慮を求める」との要請書を外務省と防衛省に提出した。

そして、この間に5市1町に入っていない周辺の自治体（東京都、埼玉県入間市・飯能市・日高市、日野市、青梅市など）が同様の危惧の意を、政府宛に送った。

そもそもの発端は、2013年7月29日、カーライル米太平洋空軍司令官が記者会見の場で、「CV-22の日本配備は嘉手納基地と横田基地が候補であり、現在日本政府と協議中である」旨の発言を行ったところから始まった。その後、今年5月に至るまで周辺自治体を

はじめ私たち横田基地の被害に関して異議を唱える諸団体の究明にもかかわらず「知らぬ・存ぜぬ」を貫き、果ては「協議事項ではない」との言い訳で切り抜けようとしている。とても「国民の安全と生活を守るべき」政府の言うこととは思えない。

オスプレイの危険性については、様々な所で言われているので省略するが、今回、外務省と防衛省が、その安全性と必要性について説明するために持ってきた説明書や政府側発言の欺瞞性について、触れることにしたい。

防衛大臣は、「CV-22はMV-22と機体がほぼ同等なので安全だ」と説明したが、これはとんでもない嘘。CV-22は特殊作戦用に運用されるため、通常より過酷な条件下で訓練を行うことによって事故率が高いのである。運用目的に合った訓練を行うのは常識である。もちろん、事故率を低く見せるために、計算基準のハードルを下げたというカラクリも見のがせない。

説明書に「CV-22は過去3件の重大事故が発生しているが徹底した調査が行われ、その原因はすべて解決済みで、安全性は確保されている」と示したが、説明書の資料には、最大の事故2010年4月のアフガン（死者4名重傷16名）について「事故原因不明」と記載されている。お粗末な言い訳だ。

説明書で、「騒音は、従来機（常駐のC130やUH1Nヘリなど）と同程度。」とした。だから静かなのではない。訓練を周辺で行えば、（現在の飛行回数の倍マイナス飛来機の飛行回数）と計算される。また、「CV-22は夜間飛行訓練や低空飛行訓練を行う」と説明しているのだから、その下で暮らすものにとって音量が大きく、かつ「うるささ指数（夜間の騒音評価は高く計算）」が跳ね上がることは必至だ。

ついでながら、飛行高度制限の問題に触れたい。1964年の日米合同委員会合意事項では、横田基地においては（プロペラ機・ヘリコプターは）海拔1500フィート＝約450m（横田の海拔を仮に150mと考えれば、地上から300m）以上としている。しかし、防衛省担当者が様々な場所で、MV-22の普天間配備時の基準を考えている＝地上から500フィート（約150m）以上を表明している。なお、米軍の手順書（FLIGHT TEST
【p4下段に続く】*****

6/3 政府交渉 [外務・防衛・環境] 報告～全国公害被害者総行動に 参加して～

横田・基地被害をなくす会：古荘 暉（外務）・加藤克子（環境），
第9次横田基地公害訴訟原告団：福本道夫（防衛）

◇各省への要求書（前文は省略）

【外務大臣・防衛大臣宛】

1. 基地の運用について、全国一律の基準を設けること。
2. 全国の基地周辺地域住民に良好な生活環境を提供するために設けられた日米合同委員会合意事項や政府関わった協定・確認事項（以下、「事項」と表記）を守り、守らせること。また、各事項が結ばれた経緯・趣旨に従い、但し書きを乱用しないこと。
なお、各事項について、その実態を調査・検証し、結果と今後の対策について、該当基地周辺自治体や周辺住民に公表すること。
3. 日本国内で、軍用機の市街地上空での訓練飛行を行わせないこと。また、日本のどこにおいても低空飛行訓練を行わせないこと。
また、小松基地周辺においては、市街地上空を飛行しない「中島方式」を厳守すること。（防衛大臣宛のみ）
4. 欠陥機オスプレイの配備・運用を止めること。なお、5月17日のハワイでのオスプレイ墜落事故の原因が明らかになるまで、日本国内におけるオスプレイの飛行を完全に禁止すること。
5. 沖縄の民意に従い、普天間基地を即時無条件撤去し、辺野古と東村高江の新基地建設を即時中止すること。
6. 裁判所が下した全国の基地訴訟判決を尊重し、違法状態を解消するために、さらなる基地周辺住民への被害軽減策を講じること。75WECPNL以上の地域の住民が住む住宅は、要望があれば全て防音工事を施行すること。
7. 全国の各基地で起きている以下の危険な状況・問題点を、緊急に解決させること。

【p3より続く】*****

OPERATIONS PROCEDURES 28 FEBRUARY) の CV-22 の項目によれば、航空機モードで対地高度 300 フィート (90 m) 以上、転換・ヘリモードで 100 フィート (30 m) となっている。これらの基準のうち、米軍は、実際はどれを選択するのだろうか。

そして、ハワイの MV-22 の事故について。動画で見る限り事故機は機体が傾いていたわけではない状態で墜落・炎上した。どうやらタッチ&ゴー訓練をしていたようだが、エンジントラブルの際にヘリのように軟着陸ができない構造による事故としか考えられないものだった。ハワイの基地と違って市街地のまん中に立

- ① 違法な爆音をいっそう激化させている嘉手納基地への外来機乗り入れを止めさせること。
 - ② 取り返しの付かない被害や事故につながる実弾の射爆撃訓練を止めさせること。
 - ③ 米軍戦闘機 F 35 の日本配備を止めさせること。
 - ④ 厚木基地から岩国基地への空母艦載機部隊移駐案の白紙撤回、及び愛宕山の米軍関連施設の建設を中止すること。
 - ⑤ 岩国基地の沖合埋め立て工事で消滅した藻場干潟を回復させるための措置を、より具体的に講じること。（防衛大臣宛のみ）
 - ⑥ 厚木基地訴訟判決（2014年5月横浜地裁）における「自衛隊機の差止」について、米軍機に対しても同様の措置を取ることを。
 - ⑦ 横須賀を事実上母港としている米原子力空母ジョージ・ワシントンの交代艦として、ロナルド・レーガンを配備させないこと。空母艦載機の岩国移駐を中止し、厚木基地にも配備させないこと。
 - ⑧ 横田基地内を目標として行われている人員降下訓練、物資投下訓練を中止させること。
 - ⑨ 横田基地への CV-22 オスプレイの配備計画を中止させること。また、米軍の CV-22 の横田基地への配備決定と日本政府とのかわりとして経緯について説明をすること。
※第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団からは、別途、外務大臣・防衛大臣宛に、以下の要求を出しています。
- ◇日米地位協定を、改定すること。
その内容は、イタリアと米国の地位協定並みとすること。それをモデルにし、次の内容にすること。
- ① 1日の飛行回数は44回以内にする。

地している横田の場合は、民間人を巻き込んだ大惨事になることは必至だ。

既に CV-22 用と思われる駐機場補強のための工事入札が始まっている。2017年後半に第1陣が配備される時期にあわせてのんびり構えているわけにはいかない。現在反撃手段を準備中である。具体的には、政府交渉（すでに全国基地連関係で1回、その他の団体関連の交渉に参加して1回と、関係省担当者に抗議・追及を行ってはいらぬが…）、署名運動、教宣活動（CV-22の危険性を訴えるリーフレット作成）等を準備中である。

多くの皆さんの積極的なご協力をお願いしたい。

②米軍の訓練、飛行計画等全ての軍事行動、基地の運用、米兵の行動など基地にまつわる件は、全て日本政府の許可内とすること。

【環境大臣宛】

1. 自衛隊・米軍に対し、環境基本法の航空機騒音の環境基準を守らせる具体的な対策を講じること。
2. 航空機騒音の環境基準設定にあたって、飛行時刻や飛行コース、運用基準等が特定されない軍事基地周辺地域について、より厳しい基準を設けること。
3. 航空機騒音の人体に及ぼす医学的影響について、早急に国費で調査を実施すること。
また、低周波音の人体に及ぼす医学的影響については、早急に環境基準を設けること。
4. 新基地建設を進めようとしている沖縄県辺野古と東村高江における環境破壊について早急に調査し、問題のある場合は、新基地建設を中止させること。
5. 現在、防衛省が行っている岩国基地の沖合埋め立て工事で消滅した藻場干潟を、回復措置が具体的に行われるように、環境省の立場から監視及び指導を行うこと。

◇外務省交渉の報告

13時45分、交渉メンバー全員がそろったところで、外務省に入ろうとしたところ、守衛からアポがないと告げられる。当方の窓口担当者が「きちんと手続きしている」と言ってもラチがあかない。外務省担当者名はAさん？と言うと、「そういう人物はいない」という返答。あれやこれやの交渉で、2人の外務省側担当者が門前に現れ、「門前で要請書を受け取る」と言う。「建物に入って、きちんと要請をしたい」と、こちらが要求。部屋を準備する云々で、外務省内に入ったのが14時30分近くだったと思う。

この発端は、事前に当方窓口担当者が外務省と連絡したとき、出てきた相手が名前を名乗らなかったことだったらしい。外務省側は担当者も決まっていないという返事だった。そして、交渉日前日6/2に、当方担当者が、要請文と参加者名簿、当方連絡先をFaxで外務省に連絡した。外務省はそれをボツにした…。

14時30分ごろから、玄関脇の応接室（狭い！）で要請が始まる。外務省側は、日米地位協定室課長補佐とあと1名の2名。外務大臣宛の要請書を当方が手交した後、嘉手納、岩国、厚木、新横田の原告団が発言。（事前に出した要請に対する回答は無し）。

それぞれの原告団が、事前に渡した要請事項について説明、補足をしたが、上記の事情で、外務省側の回答は一切なかった。

但し、外務省担当者は、質問に対して、①オスプレイの事故原因について、米側に情報提供を申し出ている、②CV-22オスプレイについて5市1町に配布した資料は防衛省が作成した、という回答があった。

最後に本日の要請は充分なものではないの、日を改めて行いたい。については、今日の様な事態に至った原

因を外務省側がハッキリさせ、交渉の窓口をきちんと設けるべきだ、という意見が出されました。

交渉時間は、約30分でした。開始前に相談したこと

◇環境省交渉の報告

梅雨の走りだった。霞が関の弁護士会館5階に集まり、食事をしながら打ち合わせをした。弁護士、小松・嘉手納・岩国・横田から原告+支援、そして事務局の面々30名ほど。

環境省についても、「これを聞きたい」という項目を互いにあげてみた。

- ・以前の交渉のとき、環境基準が守られていないことを省側が認めた。また、飛行騒音が違法なレベルだということも幾つも判決が出ている。基準を守らせる取り組みはしているのか、聞きたい。
- ・オスプレイの配備計画が発表されたが、オスプレイの騒音は明らかに環境基準を越えている。配備される前に差し止めるよう環境省がやってほしい、と頼みたい。
- ・環境省は中国漁船がやってきて採っていった小笠原の珊瑚を問題にしている。同様に辺野古での基地建設で破壊される珊瑚を問題にすべきだ、と申し入れたい。
などがあがった。

外務省や防衛省と異なり、環境省はそれなりに聞いてくれるかな、と期待した。環境省の1階に小さな部屋だが用意されていて、中堅どころと思われる役人8人が並んだときには、期待もあった。

岩国の沖合埋め立てによる海の汚染、小松の自衛隊機騒音問題について、以前から申し入れを行っている現地からまず質問が出た。

だが、岩国は、「環境省長官の意見も出したが、すでに終わったことなので…」という回答。小松の場合は、「基準が守られていないことは判明している。だが守られていないのは事実。解決できない（環境省に強制力などない）」という。測定はする、基準が守られていなくとも、問題の担当（防衛や外務）部局の努力に期待



【p 6下段に続く】*****

第四次厚木爆音訴訟・控訴審

異例の速さで判決へ

昨年 11 月 27 日開始～今年 5 月 14 日結審～今年 7 月 30 日判決

昨年 5 月 21 日に横浜地裁で判決を得た第四次厚木爆音訴訟だが、昨年 11 月に東京高裁で控訴審が開始されたかと思いきや、数回の弁論と現地進行協議（現場検証的な？）を経て、半年もたわずに結審。

そして、結審日に判決日を 2 ヶ月半後の 7 月 30 日に指定する異例な速さの審理となった。

聞くところによれば、高裁裁判長が「地裁段階で十

分に審理を行っているので、高裁での弁論は多くは必要ない」と言っただけらしい。

この早い審理の意味するところはわからないが、7 月 30 日の判決は、全国の基地訴訟・控訴審の先駆けとなるだけに大いに注目したいところだ。

望むべくは、米軍機の差し止めや将来請求に踏み込んだ判決が出ることである。注目を！

【p 5 より続く (6 月 3 日政府交渉報告)】*****

するだけで、「まして米軍との関係にはふみこめない」と明言した。

オスプレイ配備問題では、事前に測定し調べる制度はないという。同席した弁護士から、「権限がなくとも調査すべきではないか」、原告の一人からは「調査しないなら、家族一緒に基地周辺で生活してみたらどうか、現実を見るのが大事だ」と基本姿勢を問う発言が続いた。低周波問題では学者に委託研究をしてもらっている、と胸をはる担当者。だがよく聞いてみると、調べているのは文献中心で、まして航空機騒音については、「Lden と W の 2 つの方法に変わって、まだデータが蓄積されてない」とひたすら逃げている。

「環境省は聞いてくれる、と思って来ているのに…と慨嘆の声が出た。

◇防衛省交渉の報告

いつ来ても、防衛省の敷居は高い。来るたびに正門前の警備担当者の数が増えており、チェックが厳しくなっていると思う。これは、現政権の強面な政策が反映されているのではないだろうか。

冒頭に防衛省側担当者（ここはいつも大人数＝約 10 名が出席する～何でこんなに担当が分かれているのか！それも責任のなさそうな若手ばかり）が事前に渡してあった要求書各項目に対して回答を読みあげると…（最初から、私の癪に障る）「防衛省側が時間を限っている中で、当方の要求書の文を再度読む必要はない、聞こえないほどの小さい声で回答をしないほしい。」旨を防衛省側に伝える。

そして、各担当者の言うことは「安保条約に従っているので…」、「周辺住民に被害が及ばないように、米側には事あるごとに申し入れている。」こればかり。

他基地の要求については省略するが、MV-22 オスプ

レイの飛行実態（基地外で転換モード、ヘリモードになっている）、CV-22 オスプレイの配備問題（周辺自治体への説明は、普天間配備と比べてあまりにもお粗末で説明書は矛盾だらけ。MV-22 の環境レビューに従えば（横田基地を離着陸・基地周辺での訓練は）、CV-22 が学校や病院・老人施設などの上空を避けて飛ぶことは不可能である。防衛省が「安全だ」の例に挙げた MV-22 は、機体が傾いていたわけではなく墜落・炎上するし…。

こんな説明で周辺自治体や私たちが納得させられるわけがない。そして、この様に危険な飛行機を日本の上で飛ばしてはならないことを強く主張し、交渉を終えた。

▼ 6 月 3 日：前公害被害者総行動の集会の壇上に並ぶ全国基地爆音訴訟原告団のメンバー（幟に隠れているのが当団長）



岩国爆音訴訟の署名・ご協力お願い

岩国原告団より以下の署名協力依頼がきましたので、今回の NEWS に同封しました。皆様のご協力をお願いします。なお、もっと多くの署名に取り組める方・団

体は、増し刷りしてご利用ください。

また、申し訳ありませんが、宛先は第9次横田基地公害訴訟原告団宛、郵送料は各自でご負担ください。

2009年3月23日に岩国では初めての爆音訴訟を提起しました。追加提訴も合わせて654名の原告で、これまで岩国基地の米軍機及び自衛隊機がもたらす爆音被害の違法性を訴えてきました。

岩国爆音訴訟では、岩国基地を離着陸する軍用機の飛行差止とこれまでもたらされてきた爆音被害に対する損害賠償請求、そして、厚木からの空母艦載機部隊、普天間からの空中給油機部隊の移駐差止を求めています。

さらに、2012年7月23日に米海兵隊垂直離着陸輸送機 MV-22 オスプレイが岩国基地に陸揚げされたことを受け、岩国爆音訴訟の原告の一部が原告となり、オスプレイの飛行差止訴訟も提起しました。

沖縄や全国各地でオスプレイを飛ばさせないためにも、オスプレイが陸揚げされた岩国において、エンジンテストを含むオスプレイの飛行差止を認めさせなければなり

ません。

これまで、全国各地5地区6つの爆音訴訟団と連絡を取りながら、岩国では30回の口頭弁論が行われ、2015年2月5日の第30回口頭弁論において弁論が終結し、判決を待つ状況となりました。

岩国の初めての爆音訴訟ではありますが、山口地方裁判所岩国支部に、原告をはじめとする岩国基地周辺住民が日々曝されている爆音被害の違法性、違法な爆音をもたらす飛行の差止、新たな爆音被害につながる空母艦載機部隊等の移駐差止、オスプレイの飛行差止を認めさせるための署名活動を行うことにしました。

ぜひ、ご協力のほどをお願いいたします。

岩国爆音訴訟の会
岩国爆音訴訟弁護団
全国基地爆音訴訟原告団連絡会議

経過報告と今後の予定 (2015年4月6日～)

- * 4/6：6団体オスプレイ対策会議
- * 4/7：横田基地案内 (出版OB会 20名)
- * 4/10：全国基地連打合せ ↓ 4/4 予定が変更
- * 4/11：横田基地で関東航空機空中衝突防止対策会議
- * 4/14：オスプレイと低空飛行訓練に反対する東日本連絡会
- * 4/23：第10回弁論と進行協議
- * 4/28：NHK取材 (原告Iさん) と資料借用
- * 4/30：ニュース号外発行・送付 (総会招聘など)
- * 5/6：議案書検討役員会議
- * 5/8：1機のMV-22が13：25 岩国離陸～15：15 横田着陸～15：35 離陸～北富士等で訓練～16：44 横田着陸
- * 5/9：MV-22が10：11 横田離陸～キャンプ富士で展示～19：46 横田着陸 (5/10は滞在のまま)
- * 5/9：CV-22の横田配備決定の報道がなされる
- * 5/10：新横田とCV-22 配備問題への対応対策会議
- * 5/11：MV-22が10：14 横田離陸～岩国経由で帰投
- * 5/12：2原告団で5市1町+日野市・八王子市へ要請
- * 5/12：記者会見 (立川市政記者クラブ)
- * 5/14：厚木高裁結審
- * 5/18：弁護団+原告団会議
- * 5/18：6団体オスプレイ対策会議
- * 5/19：なくす会と原告団の会計監査
- * 5/24：辺野古新基地反対国会包囲行動で挨拶
- * 5/29：軍事基地に反対する5.29 学習会 (報告)
- * 5/30：総会議案書準備作業
- * 5/31：なくす会+原告団定期総会
- * 6/1：社民党オスプレイ問題研究会に招聘～行政交渉
- * 6/2：オスプレイと低空飛行訓練に反対する東日本連絡会

- * 6/2-4：NHK首都圏ネットワークで横田基地特集
- * 6/3：全国公害被害者総行動・政府交渉
- * 6/3：全国基地連代表者打合せ
- * 6/4：MV22 横田基地着陸 9：59 (ET02), 17：10 (ET03,06の2機)～18：31 (ET03) 離陸～21：50 (ET03) 着陸
- * 6/4：なくす会+原告団役員会議
- * 6/5：MV22 横田に居座る ↓ 東富士の訓練中止
- * 6/6：13：07MV22 離陸 (3機同時) 13：34 着陸
- * 6/7：横田基地もいらぬ市民集会
- * 6/7：20：50MV22 離陸 (1機ヘリモードのまま南) 旋回?
- * 6/8：10：05MV22 離陸 (3機同時) 岩国経由で帰投
- * 6/9：昭島市申し入れ (横田基地問題を考える会) に参加
- * 6/10：弁護団・原告団会議
- * 6/14：三多摩平和運動センターに協力要請
- * 6/15-6/16：NEWS 発送準備作業
- ***** 【以下は予定】 *****
- * 6/20：6.20 米軍横田基地反対集会・デモ
- * 6/22：6団体オスプレイ対策会議
- * 6/25：第11回弁論と進行協議
- * 6/28：横田基地案内～学習会 (教組)
- * 7/6：オスプレイと低空飛行訓練に反対する東日本連絡会
- * 7/29：全国基地連事務局長会議
- * 7/30：第四次厚木訴訟高裁判決
- * 9/18：地位協定とオスプレイ - どうなる横田基地・講演
- * 9/23：横田基地案内 (三鷹市団体)
- * 9/24 (木) 11時～第12回弁論と進行協議
- * 10/25：全国基地訴訟弁護団主催シンポジウム in 宜野湾市

住所変更の場合は、 必ずご連絡ください

なくす会会員と原告団の皆様へ…住所変更がある場合は、必ずお知らせください。特に、原告の方で家族に移動がある場合は、今後の立証に重大な影響がありますのでご注意ください。なお、連絡は、事務所 FAX, 事務所留守電, 事務局電話 (090-4951-0800 福本携帯) をお願いします。

2015年版・横田基地パンフ完成～販売開始



改訂が待たれていた横田基地パンフが装いを変えて完成。A3判3枚一組・カラー裏表（1枚のみ裏白）。既に基地案内に使用していた資料をまとめたもので、基地と周囲の状況を理解するには最適。

カンパ込みで300円（10部以上250円）としました。

内容は、基地案内地図、基地と周辺施設の航空写真、基地外から見た基地施設の解説、横田基地を飛び交う航空機の解説など。

なくす会と原告団の皆さん、ご協力頂いている方々には、無料で1部を同封しました。ご活用下さい。

▶中国の琴の一つ、二胡の教室に弟子入りした。まるでノコギリを挽くようなギーコ、ギーコという音が響く。ご近所の響盤を買わないように窓を締め切り、「弾く」を目指して毎日練習中である。

▶戦後、父が戦争から無事帰還し「年中無休」の看板を出して、猛然と働きはじめた。母は自分できなかった音楽を娘にさせようとピアノを買った。父が帰ってこなかった同世代の娘たちの苦労を知ったのはずいぶんあとのことで、自分は幸運だったのだ、と思った。練習は苦痛だったが、習わせてくれた両親に今は感謝している。楽譜が読め、楽器が身近に思えるのは大事なことである。

▶目標は駅でビールを配るとき、二胡を奏でること。駅ビールは人びとの空気がジカに感じられて、自分にとっても大事な活動だ。だが人びとの受け取りはひどく悪い。あきらめず、相互の関係を切り開く工夫が必要だと思う。一年がかりで衆目の中で二胡を弾けるようになりたい。駅前の雑踏、買い物客や家路をたどる人がちょっと足を止めて聞き入り、ビールを受け取る気持ちになる…オスプレイ配備反対の情宣活動に登場してガンバル。久しぶりに大きな目標ができて、練習に力が入っている今日この頃である。

▶6月3日、外務・防衛・環境三省への申し入れ行動に参加した。足を痛めて歩行困難なので、打ち合わせのあった霞が

天欄

関の弁護士会館から一番近い環境省に行くグループに入った。その日、外務省グループは「約束がない」と門前払いだったという。防衛省は1時間弱でお茶をにごしたという。比較すれば環境省はエライと言えるのだろうか？入り口近くに小さくとも部屋を用意し、8～9名の役人が対応したのである。だが内容は体をなしていなかった。わかったのは、環境には「基準値」があり、その状況を集積するのが環境省の仕事で、守らせるのは別のことである、ということ。まして安保、米軍など高度に政治的なことは、環境省の守備範囲を越えている。

▶お役人が「お上」精神を涵養し、平民のために仕事をしなくなって久しい。仕事を外部委託してお役所の中に籠もり、データの藪に安住し、しかもデータの流出に痛みを感じず、質問しても通じる言葉を持たず、それをなんとも思わないで税金を食み、キャリアなるものを積んでいく…。その姿はまるで小モンスターのよう思える。重症である。

▶集合地点の環境省前の公園には、「水俣」の患者さんたちのグループも集まっていた。かつて東京駅近くのチッソ本社前に長期座り込みを敢行していた患者さんたちの姿を思い出した。あの座り込みが水俣の闘いの次を切り開いたのだ、と思いかえされた。(K) ▶全国基地連・爆音訴訟ニュース2号は遅れて配信です。